

国民年金保険料の免除制度

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除になる「保険料免除制度」があります。審査は、申請者本人および配偶者・世帯主の前年の所得により判定されます。

保険料が未納の状態免除の申請を提出していない場合に、万一、障害や死亡といった不慮の事故が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金を受けられない場合があります。

納める保険料と将来の年金額計算（※）

納付の場合、1か月分納付したときは年金額計算は1か月となります。一方、「全額免除」の承認を受けた期間は保険料の納付が免除されますが、年金額を計算するときは2分の1月で計算されます。「4分の1納付」の承認を受けた期間は、4分の1保険料を納付することにより、年金額計算では8分の5月で計算されます。「2分の1納付」も「4分の3納付」も同じように、納付する保険料より有利に年金額計算では取り扱われます。（※年金額計算はH23年度データを参照にしたものです）

H24年度（国民年金定額保険料 ￥14,980／月）

		H24年度 一部納付保険料（月額）	年金額の計算（H23年度参照データ）	
			（H21年3月以前）	（H21年4月以後）
全額免除		0円	1／3	1／2
一 部 納 付	4分の1納付	3,750円	1／2	5／8
	2分の1納付	7,490円	2／3	3／4
	4分の3納付	11,240円	5／6	7／8

- ・「一部納付」の期間は、一部の保険料を納付されないと、未納期間と同じ扱いになりますのでご注意ください。
- ・免除期間は、承認期間から10年以内であれば、あとから保険料を納付すること（追納）ができます。ただし、承認期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納するときは、経過期間に応じた加算額が上乘せされます。
- ・申請の際は年金手帳と認印を持参ください。

【問合せ】保険年金課（内線142）

笠間支所市民窓口課（内線72123）

岩間支所市民窓口課（内線73182）

らくようかん 楽腰館 東平鍼・灸接骨院

笠間市東平2丁目12番8号

TEL 0296-77-9939

休診日/木曜日

県立中央病院通り沿い

●往療可

●急患受付

●通院送迎実施中（無料）

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
午前9:00～12:30	○	○	○	/	○	○	○
午後2:30～ 8:30	○	○	○	/	○	○	○

土・日 診療中！